

完 了 報 告 書

貸付の対象	新築・改築・増築・修理・在宅介護・住宅購入・敷地購入		
貸付番号	第	号	借受金額 万円
貸付年月日	平成	年	月 日
購入年月日	平成	年	月 日
完了年月日	平成	年	月 日
住 宅	所在地		
	建 物	() 建	() m ²
	前住居の 処分状況	解体 売却 贈与 返却 その他()	
敷 地 購 入	所在地		
	敷地面積	m ²	
	住宅建築の状況	建築した 未建築(平成 年 月頃建築予定)	
	前敷地の 処分状況	売却 贈与 返却 その他()	
<p>上記のとおり完了しましたので、栃木県市町村職員共済組合貸付規則施行細則第17条の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">栃木県市町村職員共済組合理事長 様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 借受人 所属所 組合員証 記号番号 住 所 氏 名 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div>			
<p>上記について、事実と相違ないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 所属所長 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div>			

- (注) 1 この報告書は、貸付事由完了後3月以内に提出してください。
- 2 裏面の書類等を必ず添付してください。

この報告書には、次の書類等を必ず添付してください。

◎ 貸付事由による添付書類

住宅の新築・増築

- ・建物の登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書
- ・住民票

住宅の改修・修繕

- ・改修・修繕した個所の写真
- ・住民票

在宅介護対応住宅

次の写真を一枚ずつ

- ・風呂の浴槽及び手摺部分
- ・基本生活空間内の床及び出入口部分（段差部分）
- ・トイレのドアを開けた状態で定規等にて有効開口幅を示したものの
- ・廊下の有効幅員を定規等で示したものの
- ・玄関の上りかまちの段差を定規等で示したものの

住宅の購入

- ・建物の登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書
- ・住民票

敷地の購入

- ・土地の登記簿謄本

[住宅の建築を行った場合]

- ・建物の登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書
- ・住民票

その他

必要に応じ、後日関係書類の提出を求められることがあります。

<前住居・敷地の処分がある場合の添付書類>

上記の登記簿謄本または登記事項全部証明書にて、前住居の処分方法が確認できない場合は、次の書類についても提出をお願いします。

前住居を解体した場合

- ・前住居の解体が確認できる書類（解体業者の領収書の写し、建物滅失証明書の写し等）

前住居・敷地を売却した場合

- ・売買契約書の写し

前住居・敷地を贈与した場合

- ・前住居の登記簿謄本または登記事項全部証明書（贈与後のもの）

その他

- ・現状況のわかる書類